

令和3年3月市議会定例会議提出議案（追加）

（令和3年3月 日提出）

区分	予算関係	条例関係	計
件数	3	2	5

*この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

1 議案 第 号 令和2年度福島市一般会計補正予算

2 議案 第 号 令和2年度福島市水道事業会計補正予算

3 議案 第 号 令和2年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算

4 議案 第 号 令和3年福島県沖地震関連災害による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例制定の件

令和3年福島県沖地震の被災者に対し、国民健康保険税の減免措置を講ずるため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1)主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負い又は行方不明となった場合、全部を減免
- (2)主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた場合、損害の程度に応じ下記により減免

損害の程度	減免の割合
全壊	全部
半壊、中規模半壊又は大規模半壊	2分の1

（公布の日から施行し、令和3年2月13日から令和3年3月31日までの間に納期の末日が到来する現年度課税額に限り適用）

5 議案 第 号 令和3年福島県沖地震関連災害による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例制定の件

令和3年福島県沖地震の被災者に対し、介護保険料の減免措置を講ずるため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

第1号被保険者の納付すべき介護保険料について、下記により減免

- (1)主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負い又は行方不明となった場合、全部を減免
- (2)第1号被保険者の居住する住宅に損害を受けた場合、損害の程度に応じ下記により減免

損害の程度	減免の割合
全壊	全部
半壊、中規模半壊又は大規模半壊	2分の1

（公布の日から施行し、令和3年2月13日から令和3年3月31日までの間に納期の末日が到来する現年度保険料に限り適用）

令和3年3月補正予算（追加）説明資料

1 一般会計

（単位 千円）

区 分		令 和 2 年 度			
		当初予算	3月補正 (追加)	合 計	対当初
		現計予算			対現計
予 算 額		117,000,000			38.6
		161,086,591	1,025,800	162,112,391	0.6
財 源 内 訳	国 県 支 出 金	34,999,874			87.9
		65,347,364	420,000	65,767,364	0.6
	地 方 債	8,152,300			29.8
		10,252,600	326,400	10,579,000	3.2
	そ の 他 特 定	6,388,373			48.1
		9,458,951	—	9,458,951	—
一 般 財 源	67,459,453			13.1	
	76,027,676	279,400	76,307,076	0.4	

2 特別会計

公設地方卸売市場	212,325			5.1
事業費特別会計	212,128	11,000	223,128	5.2

3 合 計

一 般 会 計	117,000,000			38.6
	161,086,591	1,025,800	162,112,391	0.6
特 別 会 計	55,741,262			△0.9
	55,200,880	11,000	55,211,880	0.0
計	172,741,262			25.8
	216,287,471	1,036,800	217,324,271	0.5

4 水道事業会計

収益的収入	7,835,835			—
	7,835,835	—	7,835,835	—
収益的支出	7,264,122			0.5
	7,302,710	—	7,302,710	—
資本的収入	1,458,136			△14.6
	1,245,243	—	1,245,243	—
資本的支出	3,985,489			△8.0
	3,632,426	33,000	3,665,426	0.9

令和3年3月補正一覧（福島県沖地震関連）

（所管別明細）

○ 一般会計

（単位 千円）

部	課	No.	支出事項	補正額	財源内訳				附記
					国庫支出金	県支出金	その他特定	一般財源	
総務	人事	1	時間外勤務手当	47,000	—	—	—	47,000	
	危機管理室	2	避難所開設運営費	2,500	—	2,500	—	—	
	計			49,500	—	2,500	—	47,000	
商工観光	産業雇用政策	3	福島テルサ復旧費	20,000	—	—	市債 20,000	—	
	商工業振興	4	商工施設復旧費（産業交流プラザ、アクティブシニアセンター）	10,000	—	—	市債 10,000	—	
	観光コンベンション推進室	5	観光施設復旧費（飯野ふれあい館）	5,500	—	—	市債 5,500	—	
	計			35,500	—	—	35,500	—	
市民・文化スポーツ	生活	6	市民会館復旧費	1,800	—	—	—	1,800	
	文化振興	7	文化施設復旧費（じょーもびあ宮畑）	3,000	—	—	市債 3,000	—	
	スポーツ振興	8	体育施設復旧費（国体記念体育館、西部体育館、信夫ヶ丘競技場、森合市民プール）	23,000	—	—	市債 23,000	—	
	計			27,800	—	—	26,000	1,800	
環境	ごみ減量推進	9	災害等廃棄物処理費	395,000	197,500	—	—	197,500	
健康福祉	地域福祉	10	災害見舞金等支給事業費	31,100	—	—	—	31,100	
		11	災害援護資金貸付金	34,900	—	—	市債 34,900	—	
	計			66,000	—	—	34,900	31,100	
建設	道路保全	12	道路橋りょう復旧費	45,000	—	—	市債 45,000	—	
都市政策	住宅政策	13	市営住宅復旧費	12,000	—	—	市債 10,000	2,000	
		14	中央団地7号棟解体費	148,000	—	—	市債 148,000	—	
		15	住宅応急修理費	196,000	—	196,000	—	—	
	計			356,000	—	196,000	158,000	2,000	
教育委員会	教育施設管理	16	学校施設等復旧費	40,000	24,000	—	市債 16,000	—	
	生涯学習	17	社会教育施設復旧費（学習センター）	11,000	—	—	市債 11,000	—	
	計			51,000	24,000	—	27,000	—	
一般会計合計				1,025,800	221,500	198,500	326,400	279,400	

（注）一般財源振替

特定財源計 221,500 特定財源計 198,500 特定財源計 326,400 一般財源計 279,400

繰越明許費補正

○ 一般会計
(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	4 災害救助費	災害見舞金等支給事業	31,100
		災害援護資金貸付事業	34,900
		住宅応急修理事業	196,000
4 衛生費	2 清掃費	災害等廃棄物処理事業	395,000
8 土木費	1 土木管理費	ブロック塀等撤去助成事業	1,862
9 消防費	1 消防費	避難所開設運営事業	684
11 災害復旧費	3 土木施設災害復旧費	道路橋りょう復旧事業	45,000
		市営住宅復旧事業	12,000
		中央団地7号棟解体工事	148,000
	4 商工施設災害復旧費	商工施設復旧事業	10,000
		観光施設復旧事業	5,500
	5 教育施設災害復旧費	学校施設等復旧事業	40,000
		社会教育施設復旧事業	11,000
		文化施設復旧事業	3,000
		体育施設復旧事業	23,000
	6 その他公共施設等災害復旧費	市民会館復旧事業	1,800
		福島テルサ復旧事業	20,000

令和3年3月補正一覧(福島県沖地震関連)

(所管別明細)

○ 特別会計

(単位 千円)

会計名	No.	支出事項	補正額	財源内訳				附記
				国庫支出金	県支出金	その他特定	一般財源	
公設地方卸売市場事業費特別会計	1	市場施設復旧費	11,000	-	-	-	11,000	
		計	11,000	-	-	-	11,000	(一般財源の内訳) 繰越金 11,000

繰越明許費

○ 公設地方卸売市場事業費特別会計

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 災害復旧費	1 市場施設災害復旧費	市場施設復旧事業	11,000



福島市
FUKUSHIMA CITY

令和2年度

3月補正予算（第15号）主な補正内容

1. 令和3年2月13日 福島県沖地震対応関連



補正予算総額（一般会計）

10億2,580万円

単位：千円

事業費 合計	財源内訳			
	国	県	市債	一般財源
1,025,800	221,500	198,500	326,400	279,400

【参考】予算累計額（一般会計）

1,621億1,239万円（対前年22.7%増）

1-1. 被災者支援関連

補正額 657,000千円

①災害見舞金等支給 31,100千円

福島県沖地震により被害を受けた住家の居住者へ見舞金を支給します。

区分（罹災証明）	金額
全壊	100,000円
半壊・中規模半壊・大規模半壊	50,000円

②災害援護資金貸付金 34,900千円

福島県沖地震により被害を受けた世帯の生活立て直しを支援するため、生活再建に必要な資金の貸し付けを行います。

（区分例） 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合	貸付 上限金額	貸付利率	償還期間
ア 負傷のみ	150万円	保証人あり …無利子 保証人なし …年1.5%	10年以内
イ 家財の1/3以上の損害	250万円		
ウ 住居の半壊	270万円		
エ 住居の全壊	350万円		

3

1-2. 被災者支援関連

③住宅の応急修理支援 196,000千円

福島県沖地震により住宅が損壊し、自ら修理する資力のない世帯に対し、応急的な修理費用を支援します。

区分（罹災証明）	上限金額（税込）
1) 準半壊（10%～20%未満の被害）	300,000円
2) 半壊以上（20%以上の被害）	595,000円

④災害等廃棄物処理費 395,000千円

福島県沖地震により発生した災害廃棄物の処理及び損壊した家屋の解体撤去処分等を実施します。

区分	内容
1) 被災家屋等解体	倒壊したブロック塀や家屋の解体を行います。 通常、全壊家屋のみ対象ですが、今回は特例的に半壊家屋の解体も対象として実施します。
2) 災害等廃棄物処分	ブロックや瓦など処理困難廃棄物を処分します。
3) 被災リサイクル家電処理	被災した家電を処分します。

4

1-3. 被災者支援関連

⑤ブロック塀の撤去支援（既定予算対応）

地震による被害はないが、倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去費用の1/2を補助します。

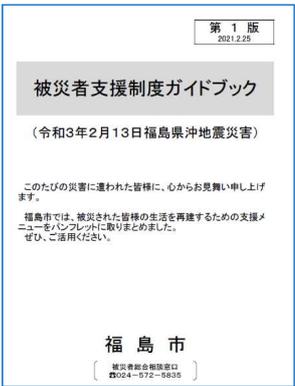
補助率	上限金額
@5,000円/mまたは1/2いずれかの低い額	100,000円

⑥その他の支援策（3/3現在）

■税金および減免・免除等に関すること

1. 市県民税（所得税）雑損控除
2. 個人市・県民税減免
3. 固定資産税・都市計画課税の減免
4. 国民健康保険税の減免
5. 後期高齢者医療保険料の減免
6. 国民年金保険料免除
7. 児童扶養手当の特別措置
8. 母子父子寡婦福祉資金
9. 特別児童扶養手当等の特別措置
10. 障がい者の肢体不自由児通所医療費及び療養介護医療費の利用者負担額の減免
11. 障がい福祉サービス、障害児通所支援、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免等
12. 障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置

詳しくは被災者支援制度ガイドブックをご参照ください。



■学校に関すること

1. 就学援助制度
2. 教科書等の無償給与

2. 学校・市民利用施設・道路・公営住宅の災害復旧

補正額 319,300千円

学校や市民利用施設など、早期の復旧を目指し復旧工事を行います。中央団地7号棟については、安全確保のため、解体工事に着手します。

施設名称	補正額（単位：千円）
①学校（杉妻小学校ほか 計27校園）	40,000
②学習センター（中央学習センターほか 計8施設）	11,000
③体育施設（福島トヨタ クラウンアリーナほか 計4施設）	23,000
④商工施設（産業交流プラザ、アオウゼ）	10,000
⑤道路・橋りょう	45,000
⑥市営住宅	12,000
⑦中央団地7号棟解体工事	148,000
⑧その他（キョウワグループ・テルサホールほか）	30,300
合計 11事業	319,300